

足柄下郡（箱根町・真鶴町・湯河原町）の 開発許可・建築確認申請等の業務について（ご案内）

- 2012年4月から、「箱根町」「真鶴町」「湯河原町」の開発許可・建築確認等の業務は、県西土木事務所計画建築部まちづくり・建築指導課で行っています。

所管業務については、裏面をご覧ください。

- なお、県西土木事務所の担当者と予め調整を行った申請書について、事前予約をされた場合には、小田原土木センターにて受理を行います。

開設日 **（事前予約制）**

- 予約申込があった水曜日の午前9時～12時まで

申込方法

- 前日（火曜日）の午前中までに、県西土木事務所まちづくり・建築指導課へ電話でご予約ください。（小田原土木センターでは予約できません。）

設置場所

- 県西土木事務所小田原土木センター内（別館2階 第二会議室）

取扱事務 **（予め、地区担当との調整を済ませた申請に限ります。）**

- 建築基準法関係
 - 建築確認申請書の受理
 - 中間検査申請書、完了検査申請書の受理
 - 建築工事届、除却届の受理
- 都市計画法等関係
 - 開発許可申請書の受理
 - 宅地造成許可申請書の受理
- その他
 - 地区担当が認めた申請書

【ご予約・お問い合わせ】

神奈川県 県西土木事務所 計画建築部 まちづくり・建築指導課

〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2(足柄上合同庁舎内) 電話 0465 (83) 5111

<主な業務>

- ・都市計画法に基づく開発許可等
- ・宅地造成等規制法に基づく審査
- ・建築基準法に基づく建築確認・検査等
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) に基づく認定
- ・神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく審査等
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) に基づく届出の審査
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法) に基づく届出の審査
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定
- ・閲覧、写しの交付(建築計画概要書、開発登録簿、台帳記載事項証明等) 等

<所管区域>

南足柄市、足柄上郡(中井町、大井町、山北町、松田町、開成町)、
足柄下郡(箱根町、真鶴町、湯河原町)

県西土木事務所(足柄上合同庁舎内)

住所：足柄上郡開成町 吉田島2489-2

電話：0465(83)5111(代)

- ・小田急小田原線「新松田駅」またはJR御殿場線「松田駅」から 徒歩15分
- ・バスの場合「新松田駅」から 箱根登山バス 1番のりば「関本」行き「合同庁舎」下車



小田原土木センター (開発許可・建築確認申請等は一切取り扱っておりません。)

住所：小田原市 東町5-2-58

電話：0465(34)4141(代)

- ・JR、小田急線「小田原駅」から 箱根登山バス 1番のりば「城東車庫」行き 終点「城東車庫」下車徒歩2分
- ・JR「国府津駅」から 箱根登山バス 1番のりば「小田原駅」行き(山王経由)「小田原東高校前」下車徒歩5分

